

輸送の安全に関する基本的な方針

事業部・安全方針

1. 輸送の安全の確保が事業経営の根幹
2. 安全輸送に関する関係法令等の遵守
3. 安全マネジメント体制の継続的改善の実施

「安全の確保」を最優先に「ぬくもり・おもてなし」の心で接遇し、お客様に信頼され、選ばれるバス会社を目指します。

安全方針に基づく目標及び達成状況

【令和2年度の目標及びその達成状況】令和2年7月1日～令和3年6月30日

- (1) 重大事故発生件数 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

目標 0件

結果 0件

- (2) 有責事故発生件数

目標 0件

結果 0件

【令和3年度の目標】 令和3年7月1日～令和4年6月30日

- (1) 重大事故発生件数

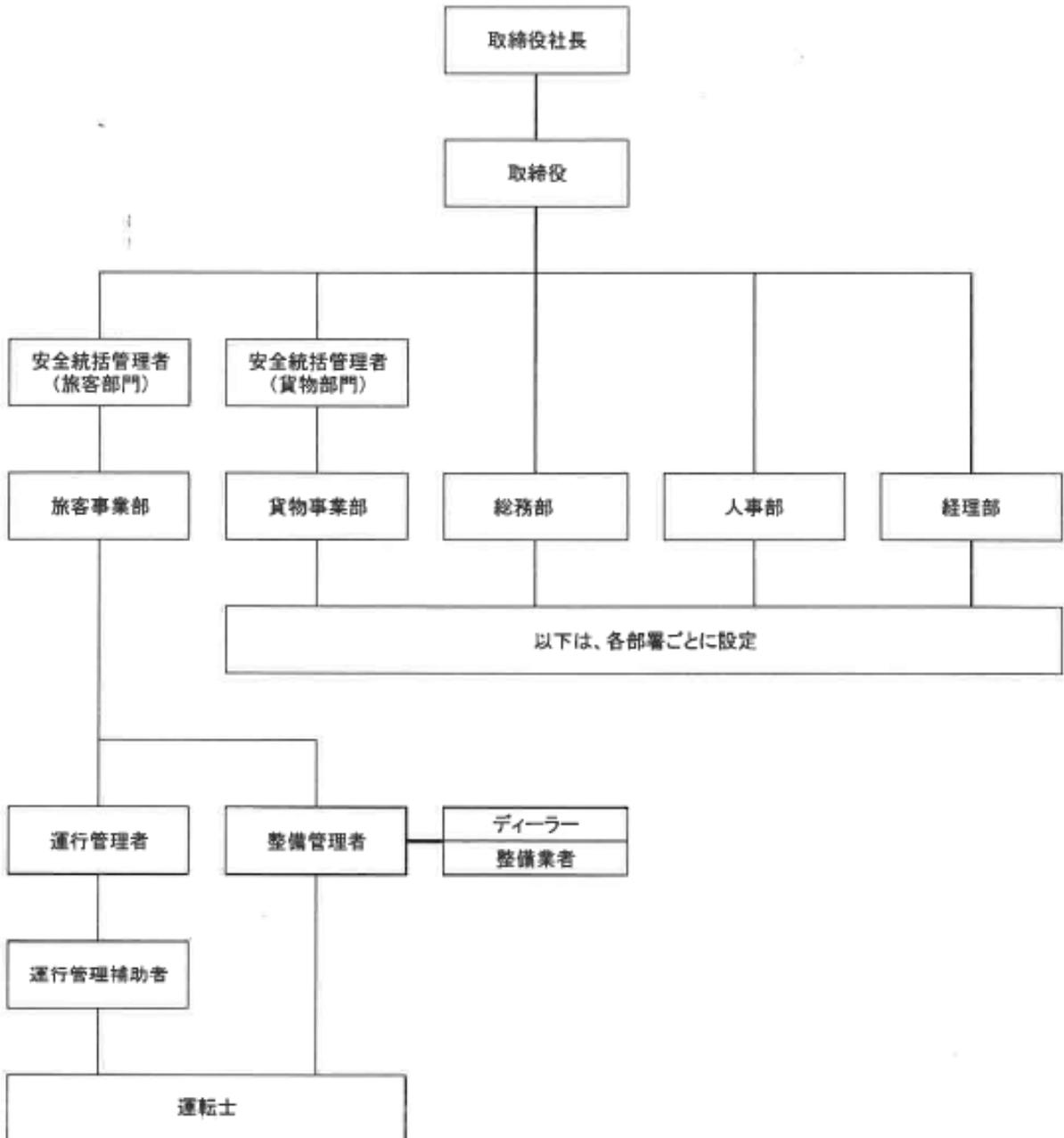
目標 0件

- (2) 有責事故発生件数

目標 0件

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全輸送体制組織図



輸送の安全に関する重点施策

1. 「輸送の安全が最も重要である」という意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。

- ・代表者が自ら先頭に立って現場に赴き、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し「安全最優先」の意識を徹底させる。
- ・安全に関する関係法令等の遵守について、毎月1回安全統括管理者は、旅客乗務員が出席の旅客安全会議を開催して確認し、徹底を図る。

2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- ・全車両にドライブレコーダーを装着し、ヒヤリ・ハットや事故の画像記録することにより、交通事故抑止を削減を図る。
- ・アルコール検知器の更新、運転手にアルコール検知器を個人貸与しているが、その更新と代替え

3. 輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正・改善措置又は予防措置を講じること。

- ・継続的な安全マネジメントの実施、本年度実施された制度改正について対応状況の確認を目的にフォローアップ監査を実施。（実施期間平成31年9月5日～9月8日）

4. 輸送の安全に関する情報連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達及び共有すること。

- ・毎月1回の旅客安全会議を開催し、安全に関する情報を旅客乗務員全員に伝達及び共有する

5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。

- ・年間教育指導計画に基づき、実施する。
- ・その他安全運転講習会、運行管理者研修会、車両日常点検教習、タイヤチェーン脱着訓練、運転実技訓練、若年運転士に対する運行経路・コース等の研修会等を実施する。

輸送の安全に関する計画（令和元年度）

(1) 年間目標の樹立と達成

○運行管理者、整備管理者からのそれぞれの目標を示し、その達成に努める。

(2) ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの活用による分析と事故防止対策

○ドライブレコーダー機器を全車に搭載済み。

○ドライブレコーダーやその他の映像をもとに、ヒューマンエラーが関係する事故やヒヤリハットを分析しそれに基づいた教育指導を行い、危険予知の意識を高める。

○ドライブレコーダー映像は事故の解析や防止策、教育指導資料として活用。デジタルタコグラフデータは安全性、経済性の分析や各装置の急な操作防止策などを活用し指導する。

(3) 確実な対面点呼の実施（アルコールチェッカーの活用）

○対面点呼では、疾病、服用薬、飲酒等の有無の確認を行い、アルコールチェッカーを活用した確実な点呼を実施し、記録保存する。また、宿泊を伴う運行や中間点呼など、対面点呼が不可能な場合においては、携帯電話等のテレビ電話映像による確認方法で、確実な電話点呼の実施を図る。

(4) 健康診断に基づく指導

○運行管理者は乗務員と連携し、健康管理に重点を置き、確実な健康診断の実施と健康状態の把握を徹底する。

○定期的な健康診断の実施。診断結果に基づいた所見の報告と指導。また、再検査や治療を必要とする対象者へ、医師からの助言や各専門医療機関での治療指導。

(5) 適正診断結果の活用による指導

○個々の運行管理に対する安全態度、運転上の癖等を把握させ、安全に運行できるよう助言指導する。

(6) 安全に対する教育及び運動への参加

○乗務員教育（常に危険を考え、運転の技術や全てに対する危険予知訓練など）を行う。

○年間指導教育計画表を作成し、月ごとに指導テーマを決め、最低月1回の安全会議において指導教育を実施し、安全に対する意識の向上に努める。

(7) 整備管理者と乗務員の連携

○整備管理者は乗務員と連携し、車両が常に良好な状態を保てるよう、車両の情報の共有化を図り、車両故障や事故防止を周知し、日常点検の実施を徹底指導する。

(8) 車庫内及び車両後退時における事故防止（軽微な物損事故防止）

○運行管理者及び運転手への後退時における事故防止の指導の徹底をする。

(9) 委託事業者（同業者）との連携を密接にし、運行の安全の向上に努める

○業務委託先の事業者に対し連携を密接にし、連絡・報告を行い確実な情報の共有化を図る。

1. 反省事項に対する改善方法

(1) 代表者は運行管理者に対し、運行計画の改善や苦情処理について指導する。

(2) 代表者は各従業員に対し、反省改善意見を求め、これに対して論議を重ね検討する。

(3) 運行管理者は、具体的事案の該当者を対象として、個別指導を実施し安全意識の向上に努める。

(4) 運行管理者は、後退時における事故防止の指導について車両を後退させる場合、可能な限り誘導者を配置させ事故防止に努める。

(5) 運行管理者は、整備管理者に対し、車両の運行の可否を決定できる。

(6) 運転手は、誘導者の指示で後退すること。ただし誘導者がいない場合は、後方や周囲の安全を再確認し、慎重に車両の操作を行い事故防止に努める。

2. 事業用自動車に係る情報

(1) 保有車両数：小型車合計5台保有

内訳：

- ・マイクロ(29人乗り)…2台
- ・マイクロ(25人乗り)…2台
- ・中型観光バス(29人乗り)…1台

(令和3年7月1日現在)

●当社は、車齢の増齢による車両床下部の錆などの腐食に関して、検査を行い修繕が必要な車両については、メーカー指定工場で検査・修繕をおこないます。

※車両床下部とは、車両の下回りのロアアーム（フレーム、舵取り部分）及びサスペンションなどの部分をいう。

(2) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ搭載車両台数

合計6台保有中、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを全車に装備しております。

(3) 主な運行の態様

「観光輸送（昼夜間）」、「学校行事輸送」、「その他催事等送迎」などの輸送。

(4) 任意保険の加入状況

対人保険：対人1名につき無制限

対物保険：対物1事故につき無制限

人身傷害：1名につき3,000万円

年間教育指導計画表 （令和元年度）

7月	乗車中の旅客の安全性を確保するために留意すべき事項
8月	健康管理の重要性（健康診断の徹底）・健康起因事故について
9月	主として運行する道路状況・ヒヤリハット情報の収集・亜希の全国交通安全運動
10月	危険予測及び回避・潜在する危険の掘り起し
11月	運転者の運転適性に応じた安全運転（運転者が実際に運転するバスと同一車種区分で指導）
12月	年末年始輸送安全総点検の実施・（シートベルト着用の徹底）
1月	旅客が乗降する時の安全確保するために留意すべき事項
2月	安全性の向上を図るための装着を備える貸切バスの適切な運転方法（適切な運転方法を理解させる）
3月	交通事故に関わる運転者の生理的要因及びこれらへの対処方法・ヒヤリ・ハット情報の活用
4月	事業用自動車の運転する場合の心構え・春の全国交通安全運動の実施（シートベルトの着用）
5月	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき事項（運行指示書の遵守）
6月	事業用自動車の構造上の特性（運転者が実際に運転するバスと同一車種区別で指導）

指導方法

- 1 社内外の資料などに用いた指導方法
- 2 関係省庁より配信されている、動画又はDVDなどを用いた指導方法
- 3 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフなどを用いた指導方法
- 4 指導員などによる、現場での実施指導方法
- 5 その他、協力業者などによる実施指導方法